

1 改定理由

- 令和8年4月1日から開始となる「子ども・子育て支援納付金制度」において、保険料賦課の際に従来の「均等割」に加えて「18歳以上均等割」が追加されることから、大阪府国民健康保険運営方針 別に定める基準「1 保険料の減免」についての規定整備が必要となるもの。

2 改定内容(案)

- 現在「均等割」と表記されている事項につき、「均等割及び十八歳以上均等割」へ改定。(2か所)
- 現在「応益分」と表記されている事項については、「応益分」に「十八歳以上均等割」も含まれていることから改定は不要。

3 改定案(該当部分のみ抜粋)

1 保険料減免

(2) 減免の対象となる保険料及び減免の割合

区分	一 災害	二 所得減少	三 拘禁	四 旧被扶養者
対象となる 保険料	応能分及び応益分	応能分のみ	応能分及び応益分	応能分及び応益分
減免の割合	被害の程度に応じて3区分(全壊等100%、半壊等70%、火災による水損又は床上浸水50%)	前年所得からの減少率に応じて、8区分 (減少率が 30%以上40%未満:30%、 同40%以上50%未満:40%、 同50%以上60%未満:50%、 同60%以上70%未満:60%、 同70%以上80%未満:70%、 同80%以上90%未満:80%、 同90%以上100%未満:90%、 同100%:100%)	100%	所得割10割 均等割 及び十八歳以上均等割 5割 平等割5割(旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。)
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12月】延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	減免の申請のあった日の属する月以降(ただし、均等割、 十八歳以上均等割 及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)